

中部運輸局自動車交通部

平成30年9月28日 14時00分 発表

連絡先

中部運輸局 自動車交通部自動車監査官
岡田、加藤 TEL 052-952-8038
中部運輸局 福井運輸支局輸送・監査担当
畑、柴田 TEL 0776-34-1602

同時発表：福井県政記者クラブ

乗合バス事業者に対する文書警告等について

平成30年7月12日及び7月17日に福井運輸支局が福井鉄道株式会社の嶺北営業所を監査した結果、道路運送法に違反する事実が確認されたことから、文書による警告及び勧告を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の住所、氏名又は名称並びに営業所名

事業者名：福井鉄道株式会社（代表取締役社長 村田 治夫）

住 所：福井県越前市北府二丁目5番20号

営 業 所：嶺北営業所（福井県越前市北府二丁目5字3番地2号）

2. 行政処分等の内容

平成30年9月28日付け 中部運輸局長名による文書警告及び文書勧告

3. 監査実施の端緒

7月期乗合バス集中監査月間を端緒に監査を実施するとともに、その翌日、発車時刻前に事業用自動車（池田線）を発車させたため、これを端緒に追加監査を実施したものの。

4. 違反内容及び違反条項

(1) 停留所に掲示した発車時刻前に事業用自動車を発車させた。

(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第12条)

(2) 運転基準図を作成していなかった。

(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第27条第1項)

(3) 運転基準図による運転者への指導が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第27条第1項)

(4) 特定の運転者（高齢運転者）に対する運転適性診断（適齢診断）を実施していなかった。

（道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項）

(5) 国土交通省告示で定める特定の運転者（高齢運転者）に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について、特別な指導が不適切であった。

（道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項）

(6) 整備管理者の解任の届出をしていなかった。

（道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第45条、道路運送車両法第52条）

5. 行政処分等事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数 0点

当該事業者の累積違反点数 0点

以上